

令和6年度外国人留学生県内就職促進事業業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度外国人留学生県内就職促進事業業務委託

2 業務実施期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

3 業務の目的

山梨県の外国人留学生（以下、留学生）数は近年増加しており、今後も増加が見込まれる。県内企業では、人手不足などを理由に宿泊業や製造業、情報通信業等で留学生を雇用しており、重要な戦力として留学生への注目がより一層高まっている。

このような中、令和元年度に策定した「やまなし外国人活躍ビジョン」において、留学生の県内就職を進める施策を掲げている。本事業は、「外国人留学生合同就職フェア」等を開催し、一人でも多くの留学生が県内企業に就職するための支援を行うことを目的とする。

4 業務の内容

【1】外国人留学生合同就職フェアの開催

外国人留学生と県内企業をつなげるマッチング会を開催する。

- 1) 開催回数 1回（3時間程度を想定）
- 2) 開催時期 令和6年7月～8月（予定）
- 3) 開催方法 対面（甲府市内の貸し会議室等を想定）
- 4) 対象者 山梨県内での就職を希望する外国人留学生（50名程度を想定）
- 5) 参加企業 山梨県内に事業所のある企業（20社程度を想定）
※介護職募集の企業は対象外とする。
- 6) 運営 合同就職フェア実施内容の企画立案、運営スタッフの手配、当日の受付、進行管理、参加者及び参加企業の募集等一切の業務を行う。
- 7) 広報 外国人留学生及び山梨県内企業に対する周知を効果的に行う。
- 8) 参加企業の募集等
参加を希望する企業の募集と取りまとめ及び連絡調整を行う。
- 9) 配布資料、アンケート等の作成及び実施
当日配付する資料及び受付票等を作成する。また、参加者（留学生・企業）にアンケートを実施する。
- 10) 実施結果報告
就職フェア終了後、参加者数、内定状況、取りまとめたアンケート結果等を県に書面にて報告する。

【2】外国人留学生就職&インターンシップガイダンスの開催

外国人留学生向けに山梨県内企業との交流や意見交換等を行うガイダンスを開催する。その際、県が運営する「インターンシップ相談窓口」を紹介し、インターンシップへの参加促進も図る。

- 1) 開催回数 1回(2時間程度を想定)
- 2) 開催時期 令和6年9月～令和7年1月(予定)
- 3) 開催方法 対面(甲府市内の貸し会議室等を想定)
- 4) 対象者 山梨県内での就職やインターンシップに関心を持つ外国人留学生(30名程度を想定)
- 5) 参加企業 山梨県内に事業所のある企業(10社程度を想定)
※介護職募集の企業は対象外とする。
- 6) 運営 ガイダンス実施内容の企画立案、運営スタッフの手配、当日の受付、進行管理、参加者及び参加企業の募集等一切の業務を行う。
- 7) 広報 外国人留学生及び山梨県内企業に対する周知を効果的に行う。
- 8) 参加企業の募集等
参加を希望する企業の募集と取りまとめ及び連絡調整を行う。
- 9) 配布資料、アンケート等の作成及び実施
当日配付する資料を作成する。また、参加者(留学生・企業)にアンケートを実施する。
- 10) 実施結果報告
各ガイダンス終了後、参加者数、取りまとめたアンケート結果等を県に書面にて報告する。

5 報告

- (1) 受託者は、受託業務に係る実績報告書を本事業の完了後10日以内に県に提出する。
- (2) 受託者は、事業の実施状況について県から指示があった場合には、速やかに必要事項を報告する。

6 経費

- (1) 人件費、旅費、資料・広報物等制作・印刷・発送費、会場費、雑費等。
※上記経費は例示。不要な経費またはその他事業に必要なと思われる経費は受託業者で検討すること。
- (2) 上記に係る消費税及び地方消費税。

7 業務実施上の留意事項等

- (1) 山梨県財務規則やその他関係法令を遵守するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (2) 県と十分に協議・連絡をとり、その指示及び監督を受けること。
- (3) 受託者の責による事故等により発生した損害は受託者が負担するものとする。
- (4) 委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、県の承諾を得ること。
- (5) 本業務の遂行上知り得た情報等を、第三者に漏洩してはならない。
- (6) 本業務の遂行上知り得た情報等を、委託業務の目的以外に利用してはならない。
- (7) 本業務の遂行上知り得た情報等を、受託者又は他の者の営業のために利用してはならない。
- (8) 本業務は、機密性の高い情報を取り扱う場合があるため、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守すること。なお、これは再委託する場合の再委託先にも適用する。ただし、個人を特定する情報を含まない業務の再委託である場合は、この限りでない。

- (9) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権は、すべて本県に帰属するものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認め指示する簡易な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (11) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、県と協議してこれを定めるものとする。
- (12) 本事業は、国費を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となることから、会計帳簿等は事業終了後5年間保管すること。